

期間業務職員の募集について

内閣府地方創生推進事務局では、期間業務職員の募集を行います。

1. 採用予定官職

期間業務職員（地方創生推進事務局）

※非正規雇用

2. 業務内容

地方創生推進事務局では以下のような業務を行っています。

- 中心市街地活性化基本計画の認定に関すること
- 構造改革特別区域計画の認定に関すること
- 地域再生計画の認定に関すること
- 総合特別区域計画の認定に関すること
- 国家戦略特別区域の指定に関すること 等

3. 職務内容

秘書業務

幹部職員の秘書業務全般（スケジュール管理、電話・メール・来客対応、PCによる資料作成、湯茶接客、配車手配、簡単な清掃等）、その他常勤職員の補助的な業務を行っていただきます。）

4. 募集人数

2名

5. 募集対象

- (1) 高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方
- (2) 基礎的なパソコン操作が可能な方（Word、Excel 等）

なお、以下に該当する方は、今回の募集に応募できません。

- 日本国籍を有しない者
- 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者
- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

6. 採用予定日、雇用期間

- (1) 採用予定日

令和7年4月1日（予定）

(2) 雇用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(採用後、1か月間は条件付採用期間となります。)

※勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再採用されることもあります。

7. 給与

(1) 日給

10,490円～12,480円

上記の金額は、法律等の改正及び施行に伴って変更する場合がありますので、ご承知おきください。

(2) 支払日

原則毎月16日(給与期間(月の初日から末日まで)の勤務実績に基づき、翌月の16日に支給)

(3) 諸手当

通勤手当(実費、1か月当たり上限55,000円、定期券にあつては原則として6箇月定期券分を支給、マイカー通勤不可)、住居手当(支給要件に該当する方のみ。毎月の家賃額に応じて月額28,000円以内)

(4) 超過勤務手当

実績に応じて超過勤務手当が支給されます。

(5) 賞与

一定の条件を満たした場合、賞与が支給されます(年2回(6月及び12月))。

8. 退職手当

一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され退職手当が支給されます。

9. 加入保険等

雇用保険、健康保険(国家公務員共済組合制度(短期給付))、厚生年金保険に加入。

※国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。

※再採用により一定条件下で1年を超えて勤務した場合、厚生年金保険は国家公務員共済組合制度(長期給付)への加入に切り替わります。

10. 身分・服務

国家公務員法を適用(非常勤職員)

11. 勤務条件

(1) 勤務時間

原則として午前8時30分～午後5時15分(正午から午後1時までの60分間は休憩時間)(土、日、休日を除く。必要に応じ超過勤務あり。)

(2) 休暇

年次休暇10日(半年経過後に付与。再採用時に繰越可。)、病気休暇10日、夏季特別

休暇3日（7～9月の間に取得可能。）

1 2. 勤務地

内閣府地方創生推進事務局

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎（赤丸で囲っている建物が勤務地）

<所在地地図>



1 3. 応募方法

(1) 提出書類

履歴書・職務経歴書（市販のもので可、写真添付）

(2) 提出方法

郵送（封筒の表面に、赤色で「期間業務職員（秘書業務）応募書類在中」と記載のこと）

(3) 提出先

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎7階

内閣府地方創生推進事務局 総務担当 宛

(4) 提出締切

令和7年1月22日（水）必着（※持ち込み不可）

※選考は、応募書類が到着し次第順次行い、採用内定者が決定し次第、締切りとさせていただきます。

1 4. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

書類審査（1次選考）の結果、面接（2次選考）を行うことになった方のみ、2次選考の

日時・場所等をご連絡させていただきます。

※応募書類は、原則返却いたしませんのでご了承ください（責任放棄いたします）。

15. その他

採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することとしておりますので、あらかじめカード取得の手続きをしていただくことになります。

16. 問合せ先

内閣府地方創生推進事務局 総務担当

電話 03-5510-2151